公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６号

福島県会津若松市河東町谷沢字高畑106番地、前住所福島県河沼郡河東町大字谷沢字沢目甲323番地

債務者　木下　文良

1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川憲太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６３号

栃木県宇都宮市平松本町882番地69　カーサイマイＣ

債務者　小原澤正幸

1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老原　輝
4　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１８４号

東京都墨田区墨田４丁目34―22―703

債務者　菊池　建夫

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　順一
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１８５号

東京都墨田区墨田４丁目34―22―703

債務者　菊池美代子

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　順一
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２６０号

東京都中央区日本橋浜町３丁目27―４　スクエア日本橋Ⅱ501

債務者　中村　正晃

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　弘次
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２８３号

東京都港区高輪１丁目５―36―404

債務者　畑下　　亮

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　繁樹
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９４号

東京都新宿区百人町２丁目18―８―206

債務者　笹川　理恵

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　文裕
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４４号

東京都国立市北３―38―１　いちょう並木国立６―406、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区王禅寺東６丁目10―12　ベアメゾンＡ―101

債務者　廣江　千穂

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石堀　方洋
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２３号

埼玉県新座市新座３丁目１―９―207

債務者　菅沼　　亨

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　直紀
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２６２号

東京都渋谷区本町１丁目28―15―405

債務者　林　　大地

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光岡　幸生
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７０号

東京都西東京市ひばりが丘３丁目３―４―501

債務者　奈良　武志

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上石　奈緒
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４号

高知市鴨部３丁目11番12号　新みどり荘13号

債務者　山本　健一

1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３号

三重県南牟婁郡御浜町大字下市木4746番地１

債務者　Ｂチームこと　浜田　　明

1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　健治
4　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
津地方裁判所熊野支部